

令和4年度第2回尾張旭市国民健康保険運営協議会議事録

1 開催日時

令和4年12月27日（火）

開会 午後 2時00分

閉会 午後 3時30分

2 開催場所

尾張旭市役所 3階 講堂1・2

3 出席委員

被保険者を代表する委員（5名）

三浦 雅子、杉本 千登世、堀江 賢治、石原 計男、岩橋 豊
保険医又は保険薬剤師を代表する委員（5名）

鈴木 達人、松尾 功、花井 雅志、山崎 雅弘、加藤 富士子
公益を代表する委員（4名）

長谷川 裕子、小幡 月子、若杉 浩二、平野 良子

14名

4 欠席委員

富田 香織 1名

5 傍聴者数

2名

6 出席した事務局職員

健康福祉部長 竹内 元康、保険医療課長 森下 克俊、
保険医療課長補佐（国保年金担当）兼国保年金係長 小川 由香里、
国保庶務係長 森下 亜希子、国保庶務係副主幹 高倉 哲郎、
国保庶務係主査 梶田 弥生

7 議題等

- (1) 令和5年度国民健康保険事業費納付金の仮算定結果について
- (2) 仮算定結果に基づく税率改定（案）について
- (3) その他

8 会議の要旨

<p>会長</p>	<p>定刻になりましたので、ただいまより令和4年度第2回尾張旭市国民健康保険運営協議会を開催いたします。</p> <p>本日の出席委員数は14人でございます。本会規則第7条の規定による定足数、8人に達しておりますので、ただいまより開会します。</p> <p>なお、この会議は傍聴を認め、後日議事録を公表するといった会議の公開を行うものでございます。議事録作成のために、会議中の御発言はICレコーダーで録音させていただきますので、委員の皆様には御了承くださいますようお願い申し上げます。</p> <p>最初に、次第にはあいさつとございますが、時間も限られておりますので、割愛させていただきます。</p> <p>議事に入ります前に、運営協議会規則第13条の規定に基づき、2人の委員を議事録署名者として指名いたします。</p> <p>議事録署名者には、石原 計男委員、小幡 月子委員のお二人をお願いいたします。</p> <p>なお、議事録については、後日事務局が作成し、署名をいただきますのでどうぞよろしくお願ひします。</p> <p>それでは、議題(1)「令和5年度国民健康保険事業費納付金の仮算定結果について」、事務局より説明をお願いします。</p>
<p>国保庶務係長</p>	<p>** 事務局説明 **</p>
<p>会長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>事務局の説明に対して、御意見、御質問等はございませんか。</p> <p>今回は、事前に質問を提出いただくようお願いしておりましたが、事前に提出された質問はございませんでしたが、忌憚なく御発言ください。</p> <p>** 質問なし **</p> <p>また、次の項目を説明したうえで、全体を通して質問があればということでよろしいでしょうか。そうしましたら、次の議事に入ります。</p> <p>それでは、議題(2)「仮算定結果に基づく税率改定(案)について」、事務局より説明をお願いします。</p>
<p>国保庶務係長</p>	<p>** 事務局説明 **</p>

会長	<p>ありがとうございました。仮算定、それから、令和5年度の保険税率（案）の説明がございました。何か、どんなことでもよろしいかと思いますが、皆さんのほうから御質問があれば、と思います。</p>
三浦委員	<p>数字の多いところで大変でしたが、詳しく説明していただけたと思います。この金額を見て、じゃあ安いところに引っ越そうかという考えはないです。助け合いですね、県で分け合うということならそうなのだな、と思います。</p> <p>質問ですが、資料1-2の裏ページで、左の一番下に所得なし世帯というのが出てきたのですが、イメージがわからないのですが、年金をもらっていないで所得がないというのは、生活保護を受けているとか、そういう意味合いか教えてください。</p>
国保庶務係長	<p>はい。所得がゼロでも生活保護ではない方はたくさんいらっしゃいまして、どうしていらっしゃるのかというところまでは計り知れないのですけれども、無職の方であったり、営業されていても利益が出なくて所得としてはゼロになってしまう方もいらっしゃいます。</p>
三浦委員	<p>ありがとうございました。全体の3割程いるというのが驚いてしまったので。</p>
国保庶務係長	<p>収入と所得というのが、また違ってまして、年金支払額や給与支払額からは課税をする前に、控除額というのがそれぞれあります。その控除額を引くとゼロになってしまうという方達も含まれています。</p>
会長	<p>ありがとうございました。ほかにはいかがでしょうか。</p>
岩橋委員	<p>まず、資料1-2の左の令和5年度の仮算定の被保険者数なのですが、13,741人仮算定でおいていますが、これは前年度に比べると約1,000人減っているのですが、このとらえは何かのですか。</p>
国保庶務係長	<p>それぞれ年齢ごとに比較をしております、今年の被保険者が来年1歳年を取ったらどうなるかという計算をしています。その年代が去年と比べてどれくらい増えているか減っているかという係数をかけ、また75歳になって抜ける人を引いたりした結果の推計です。</p>
岩橋委員	<p>年齢が次年度になると1歳ずつ上がるから、それに伴っているということで。あと、基本方針の方で、3年、4年、5年の3か年で標準保険料率のところを調整すると言われましたが、6年ま</p>

	<p>での4年間で標準保険料率まで上げるという説明があったと思いますが、令和6年度のときも5%を超えた場合はどうするか。</p> <p>要は、5%以内に抑えたい、ところが抑えられない、といったときには、また7年度まで引っ張りますか。</p>
国保庶務係長	<p>5%以上の増税は避けたいです。そのために基金を1億残しておきます。ただ、令和2年、3年、4年が低かったので今回すごく上がったのですけれども、来年度はここまでの上がり幅がない、ということであれば標準保険料率も5%以内で収まる可能性もあります。ただ、今年が上がり切らなかったのも、それを合わせるとどうなるかは、まだ不明です。</p>
岩橋委員	<p>この推移からすると、おそらくそこに収まりそうにないのかな、というイメージがあるのですけれども。一応、6年まで引っ張ります、4年間でというところまでは分かりました。あとは、6年度のときの算定を見てからの話しになるかと思います。一応、6年度も伸びる、それを過ぎるようであるならば再度検討すると。7年度まで引っ張る可能性があるかと。</p>
国保庶務係長	<p>おっしゃるとおりです。</p>
岩橋委員	<p>分かりました。</p>
会長	<p>ありがとうございました。ほかにはいかがでしょうか。</p> <p>石原委員、お願いします。</p>
石原委員	<p>大変、難しい数字ばかりでよく分からないのが現状ですが、この基金以外に本市の財政から何か負担できる、算入できるようなものはないのかということと、尾張旭の所得が上がってきたから上がるのだという説明でしたけど、負担を、我々も一律ではなくて段階的に考えてはどうでしょうか、減免措置みたいに。</p> <p>今、私も年金だけですが、その割には保険料がかなり高くて苦しんでおります。その年金だけの収入でも年間で何十万と払わなくてはいけないわけですけど、この表に書かれている収入と所得とは違いますけれども、こんな、所得100万円で生活できませんよ。100万ですから、収入としては倍ぐらいの200万ぐらいですかね。200万か、170万。その下の所得ゼロでどうやって暮らしていくのですかね。そういう人の減免措置、今ある減免ではなくて、新たな減免を考えているのか、これだけ上がるのでしたら、その辺の措置を考えてみえるのかどうか教えてください。</p>

国保庶務係長	<p>まず一つ目、基金以外に尾張旭市の財政から入ってくるものがあるかどうかという御質問ですけれども、これにつきましては国が基準以外に保険税を抑制するための補填を一般会計からお金を繰り入れることは、赤字の補填と考えておりまして、これを行うと他の補助金などでペナルティをつけるようなかたちでこれをしないようにということを言われております。どうしてもやむを得ず、そういう状態になった場合は、それを返済するようなかたちで赤字解消計画というものを作成して税率を上げていかなければいけないので、一般会計からお金を入れると、それが借金になってしまうという状態になります。ですので、できればやりたくないという気持ちでおります。</p> <p>また、軽減、減免措置につきましても、先ほどありましたけれども、医療費がたくさんかかって一人当たり33万円給付がある中で、申し訳ないのですけれども、できるだけ広く御負担をお願いしたいため、市独自の軽減措置ということは考えておりません。国が定めております、2割、5割、7割の軽減というのはありますが、それ以上に軽減措置を設けますと、逆に所得のある方に負担がいくというかたちになりますので、公平の点からいきますと、そういう制度を作るという想定は今のところしておりません。</p>
石原委員	<p>今の公平の考えですけれども、所得の多い人が払うのは当然ではないですか。所得が少ない人から減らす、もらわないのが税の公平ではないですか。だから、今、所得が増えている人だったら、計算式の率を変えるとか、そういう考えで。</p> <p>一律で、今から5%以下で増やしていくという考えなのですか。</p>
国保庶務係長	<p>資料1-2のグラフを見ていただきたいのですが、均等割、平等割の推移と、所得割の推移というものがあります。今回、所得割のほうを多めに上げておりまして、均等割、平等割のほうをかなり抑制しております。これは、低所得の方の負担をできる限り抑制して、所得のある方の負担を増やすようなかたちで、配分は考えております。それをもっと所得割に比重を上げていくほうが良いというお考えも、もちろん御意見としてあれば、上げていくということもありますけれども、やはりバランスがございます。本来ですと所得割を11.63%までもっていくところを、10.84%に抑えておりますが、所得割を見直すということことで低所得の人に配慮するかたちをとっております。</p> <p>所得がある方は、所得割という10.84%をかけるのですが、所得がゼロの方ですとこれがかかってこない。所得が多い人ほど、この所得割が高いと税率が高くなります。均等割、平等割とい</p>

	<p>うのは全ての人に平等にかかっていきますので、所得がゼロの方でも所得が多い方でも同じ金額をお願いするものになります。この全ての方にかかる部分は低くいくようにしており、所得割のほうを上げることで今回は調整をさせていただいたということになります。</p> <p>上のグラフだと、下向きに示している矢印が長くなっています。これは下げたということになります。下の所得割のほうは半々程度上げて、階段半分程度は上がったということですよ。</p> <p>また、後ほど個別で詳しく御説明させていただくかたちでよろしいでしょうか。</p>
石原委員	はい。
会長	<p>よろしいでしょうか、ほかにいかがでしょうか。ちょっと、私からの質問です。今回、仮算定をして、そのままで難しいだろうということで、尾張旭市としての保険税率の案というかたちで数字が出てきたということかと思えます。</p> <p>それが全体が5%、特に一番世帯分布の多い部分が5%以下になるように、ということで作られたということですが、これは担当部署、保険医療課、健康福祉部という部分での、現在の案なのか、もしくは仮算定結果を受けた市としてのお考えとか、全体としての考えとか、他の介護保険、医療保険、公共料金等色々ありますが、そういったことの中で市全体の中でこういう方向で行こうという数字なのかどうかということを確認させてください。</p>
保険医療課長	この案は会議にあたっての、まだ仮算定が出た段階での案ということで出させていただいておりまして、市の判断としてのものでは正式でございません。この段階での案ということになります。
会長	はい、ありがとうございます。では、また、来年、本算定の際に、本算定が出てどうするかというのは、その時点でもう一度御判断されるということではよろしいでしょうか。

保険医療課長	<p>はい、おっしゃるとおりで、1月中旬に、県から今度は本算定の数字が示されることとなります。あまり下がる見込みは厳しいかと思いますが、その時の数字に基づきまして税率を決め、案を作らせていただきたいと思います。また、それを次回の運営協議会で示させていただくということとなります。その段階では、市の考え方ということになってくるかと思いますが、その旨よろしくお願いいたします。</p>
会長	<p>ありがとうございました。ということですので、あくまでの今日の数字というのは仮算定の結果に基づいた今現時点での担当課のお考えだということです。</p> <p>どうでしょう、いかがでしょうか。何かあれば。</p>
鈴木委員	<p>これは協議会ですので、皆さん方が何を協議していいかが、ぼやけて分からないのですが。これは、所得が上がったから所得割が上がるから、それを5%以下に抑えたいのでこういう数字にしたので、それを皆さん協議してくれという意味なのでしょうか。</p> <p>何を僕たちが見ればいいかがすごぼけてて。初めての数字だし、たぶん、市役所の人が言いたいのは、10何%上がる人もいるから平均5%にしたから、それで認めてくださいというのを協議したいのか、何を僕たちが今後この数字を見て協議すればよろしいのかを聞きたいのですが。</p>
国保庶務係長	<p>説明が不十分で申し訳ございません。今回、標準保険料率が示されて、本当はそこまで税率を上げたいのですが、税率を上げると、所得割、均等割、平等割を合計したお一人、世帯ごとの年税額全体が10%以上上がってしまう。1年間の税率が10%以上上がるというのは御負担が多いということで、加入世帯数が最も多い所得段階において5%以下になるように調整をさせていただきました。</p> <p>その際には、低所得者の方の負担をできるだけ抑えるために平等にお願いする応益分という均等割、平等割の方を低く抑え、所得にかかる所得割というところを減らすかたちでバランスを取ろうと思っております。そのためには持っている貯金を半分使うということになりますので、その点についてはどうお考えいただけるかというところを諮りたいと思っております。</p>
鈴木委員	<p>ということは、最初から5%という数字があって、目標が。計算するとこんな感じになったということですのでよろしいですかね。たぶん、10にすると税率が上がりすぎるから、全体の数字を見て5にすると、1億の拠出掛け金を入れて、これぐらいで。そうす</p>

	ると5%というのはどこから出た数字なのか聞きたいのですが。
国保庶務係長	令和2年度に税率改定の基本方針を定めたときに内部で色々な部署からの意見を集めまして協議をしたのですけれども、一世帯当たりの上がり幅がどこまでだと厳しいかという職員同士の話し合いで5%以上にならないように令和2年度に決めた数字でございます。
鈴木委員	ありがとうございました、分かりました。
会長	<p>今、鈴木委員の方から5%は何で決まったのだろうという話がありましたけれども、ひょっとしたら、先ほどの説明では、令和5年度で標準保険料率まで上げるというのが基本方針になってました、これが令和5年度では難しいので令和6年度まで1年延期しますという話でしたけれども、場合によっては今の基本方針が令和6年でどうなるか、先ほどの見込みでどうだと言われてもわかりません、難しい、というお話もありました。</p> <p>ということでいけば、令和5年の本算定が出て、また令和6年の見込みがこれから出てくる、この先、来年の今頃かもしれないかもしれませんが、そういった時点では基本方針そのものの見直しも必要になるのかもと思いました。</p>
国保庶務係長	おっしゃられるとおり、今定めているのが令和6年度までの計画でございますので、来年に入りましたら、また委員の皆様の御意見も聞きながら7年度以降どうしていくかという新たな方針を定めなければならないと思っております。その際はまた御協力を是非お願いしたいと思います。
会長	ほかにどうでしょう。この場で何を協議するのだという根本的な話も先ほどございました。皆さんが良いとか悪いというかたちでは今回の協議ではない、あくまでも仮算定の結果の説明ですということで本日は会議が催されているわけですが、次回のときには本算定の結果が出て、それに基づいた、今度は市長から運営協議会への諮問が出てくるということでよろしいでしょうか。その諮問の内容としては、先ほどの税率の話も諮問の中身に入りますか。
国保庶務係長	<p>はい。次回の大きな議題としましては、令和5年度の税率の確定について協議会に諮問させていただき、それについて答申をいただくというかたちでお認めいただくなり、意見を付していただくということになります。</p> <p>また、先ほどの資料1-2の裏面一番最後のところに、今後の諮問予定としまして、2点書かせていただいております。国民健</p>

	<p>康保険税課税限度額と出産育児一時金の額の改定、先週金曜日12月23日に閣議決定された税政大綱の中で減額の対象となる所得の基準について引き上げるということも決まりましたので、今回は令和5年度の税率についての諮問と課税限度額の引き上げ、出産育児一時金につきましては現行42万円のところを50万円に引き上げる、それから、低所得者の軽減、5割や2割の軽減対象の所得を引き上げるという件もご審議いただき、それにつきましても諮問させていただく予定としておりますのでよろしくお願いいたします。</p>
会長	<p>はい、ありがとうございます。次回はもう少し踏み込んだ話になってくるかと思えます。今日の資料を一回見ただけでは分かりづらいかと思えます。委員の皆様におかれましても、またお時間のあるときに御覧いただいて、分からないこととか疑問点があれば事務局のほうにお尋ねください。</p> <p>他に皆様から何か御質問、御意見よろしいでしょうか。この場で聞きづらいとか、またこの先に疑問があれば先ほど申したとおり、事務局へお尋ねをいただければよろしいかと思えます。ということで、他に御意見、御質問なければこの議題はこれで終了とさせていただきます。それでは議題(3)その他について事務局から説明をお願いいたします。</p>
保険医療課長	<p>** 事務局説明 **</p>
会長	<p>ありがとうございます。それでは、本日の議題は全て終わりました。長時間にわたり、難しい話も含めて御協議いただきありがとうございます。</p> <p>これをもちまして、令和4年度第2回尾張旭市国民健康保険運営協議会を終了いたします。ありがとうございます。</p>

午後3時30分閉会